

看 護 課

1. 看護職員確保対策について

平成16年度の看護職員確保対策関係予算（案）については、厳しい財政状況の中、少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門分化など看護を巡る状況の変化に対応し、より資質の高い看護職員の養成・確保を図るために、引き続き看護職員の離職防止、養成力の確保、再就業の支援を行うこととしている。

ア. 資質の向上

（ア）訪問看護推進事業

医療提供体制の改革において入院医療の適正化と在宅医療の推進は重要課題であり、訪問看護の充実は在宅医療を進める上で不可欠である。新ゴールドプラン、介護保険の導入によって、訪問看護ステーションの整備は急速に進んだが、現在は伸び悩んでおり、その更なる整備促進は大きな課題である。特に24時間のたんの吸引が必要なALS患者や、医療処置が必要な患者等の在宅療養生活の支援を図る観点からも、その普及は重要である。

このため、平成16年度予算（案）では、訪問看護を推進するための「訪問看護推進事業」を創設し、各都道府県における訪問看護推進協議会の設置、訪問看護の実態把握、ALS患者等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護を充実するための体制整備に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進及び訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修などを進めることとしている。

各都道府県におかれでは、訪問看護の推進に向けてこの訪問看護推進事業を積極的に活用していただきたい。特に各地域における訪問看護の実態把握は今後の施策の基礎となる事項であり、全都道府県で実施していくことが不可欠であると考えている。

なお、訪問看護推進事業にかかる実施要綱及び交付要綱については別途通知する予定であるので、留意願いたい。

（イ）新人看護職員研修推進費

本年3月に「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会」で取りまとめられた「新人看護職員研修到達目標」及び「新人看護職員研修指導指針」を踏まえ、新人看護職員の臨床技能の向上を図るために、各地方厚生局において、各医療機関の院内研修責任者及び新人研修担当者に対する講習会を実施する予定であるので、関係者への周知方、願いたい。

(ウ) 看護職員資質向上推進事業

医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等を逐次行うとともに、専任教員の配置の充実を行い教育の向上に努めているところであるが、何よりも基本となることは教育の質の確保であり、その要となる専任教員再教育事業及び看護教員養成講習会の実施に向けたより一層の取り組みをお願いする。

また、平成15年度より、補助対象経費の重点化に併せて定率(1/2)補助から定額補助へ変更を行い、補助単価の改善を図るとともに、「看護職員臨床技能向上推進事業」を新設し、看護職員の専門性を高めるための研修を体系的に実施することとしたので、積極的な取り組みをお願いする。

イ. 離職の防止

(ア) 病院内保育所運営事業

平成16年度においては、給与法改正に伴う福祉職俸給表改正に対応して補助単価の減を行うこととしており、基準額については別途通知する予定であるので、留意願いたい。

なお、自治体立分については、平成10年度から一般財源化されたところであるが、本事業の重要性に鑑み看護職員確保対策に支障が生ずることのないよう必要な予算の確保について引き続きご尽力をお願いする。

(イ) 看護師宿舎施設整備事業

本事業については、平成11年度の総務庁の行政監察において、整備後の宿舎の利用率が低いものが見受けられる旨の指摘がなされているところであり、整備計画が宿舎利用希望者数と比較して過大とならないよう補助事業者等に対する指導を行うとともに、整備計画書や交付申請書等の審査の徹底をお願いする。

また、国庫補助の採択に当たっては、財政事情が非常に厳しいことから、各施設における必要性や看護職員需給見通し状況等を考慮し十分精査することとしているので留意願いたい。

ウ. 再就業の支援

(ア) ナースセンター事業

ナースセンターのコンピューターシステムについては、「e-ナースセンター」に続き、求人条件・求職条件等のシミュレーション機能を追加するなど情報提供機能の強化を図っているところである。

また、都道府県ナースセンター事業については、平成10年度より一般財源化されているところであるが、再就業の支援、看護職員確保困難地域及び困難施設における相談・職業紹介など看護職員確保に果たす役割の重要性に鑑み、各都道府県の看護職員需給見通しに定める需要数に必要な看護職員の確保に向けて、必要となる事業の実施とその予算確保について引き続きご尽力をお願いする。

なお、看護職員需給見通しにおいて、平成17年末においても看護職員の不足が見込まれるにも関わらず、予算規模が著しく縮小している自治体が見受けられるが、看護職員確保に支障が生じることのないよう、特段の配慮をお願いしたい。

(イ) 看護職員就労確保総合支援事業

本事業は、平成13年度に創設され、看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談など、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施するものであるが、事業の実施か所数が少ないこともあり、平成15年度において、補助対象経費の重点化に併せて補助単価の改善を図ったので引き続き積極的な取り組みをお願いする。

エ. 養成力の確保

(ア) 看護師等養成所施設整備事業

新設養成所等に対する国庫補助については、既に事業計画を提出していただいているところであるが、国庫補助の採択に当たっては、財政事情が非常に厳しいこともあります、都道府県の看護職員需給見通しの達成状況等を十分精査することとしているので留意願いたい。

(イ) 看護師等養成所運営事業

本事業については、平成16年度より開校する「看護師養成所2年課程（通信制）」の養成所の運営に対する補助を新たに追加するとともに、給与法改正に伴う人件費の減等に対応して補助基準額の減を行うこととしている。基準額等については別途通知する予定であるので、留意願いたい。

また、本事業については、補助金の算定方法の適正化について、会計検査院から平成11年に改善措置要求を受けたところである。さらに、先般、「平成13年度決算検査報告」において、「併設している補助対象外の課程の教員人件費について対象経費に含めて算定していた」事例について指摘があったところであります、関係法令、看護課長通知（平成11年6月16日看第26号）等を十分に踏ま

え、引き続き、補助金執行事務の適正化に努められたい。

(ウ) 「看護師養成所 2 年課程（通信制）」の導入促進

本事業は、平成 15 年度に引き続き、准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所 2 年課程（通信制）の設置に対する支援を行うものである。

具体的には、通信制設置の準備に必要な会議経費及び職員の配置等に係る補助を行うものである。

(エ) 看護師等修学資金貸与事業

看護師等修学資金貸与費のうち自治体立養成所に在学中の学生に対する貸与費分については、いわゆる三位一体改革の一環として都道府県の事業として同化・定着しているとの判断を踏まえ、地方自治体が主体となって実施いただくべく一般財源化を行うこととなつた。所要財源については、地方財政上の措置がなされているので、各都道府県におかれでは看護職員確保の観点からそれぞれの創意工夫の下、引き続き事業の継続に必要な予算を確保し、事業に支障の生ずることのないよう、よろしくお取り計らい願いたい。

オ. その他

看護職員の就業者数は、平成 14 年末現在約 123 万人であり、前年末に比べ約 4 万 6 千人増加しており、順調に推移しているところである。

平成 12 年に策定した看護職員の需給見通しは平成 17 年末までとなっていることから、平成 18 年以降の新たな需給見通しの作成のための検討会を平成 16 年度より設置し、検討に着手することとしている。

検討会においては、介護保険の実施状況及びそれを踏まえた制度見直しの動向、育児休業期間の延長、訪問看護の状況など看護を取り巻く現状を勘案しながら、需給見通しの策定方針等について予め検討することを予定している。需給見通しの策定に当たっては、今後、策定方針等を踏まえ各都道府県にもご協力いただくこととなるので、よろしくお願ひしたい。

2. 看護師等の養成について

(1) 10年以上の就業経験を持つ准看護師を対象とした看護師学校養成所2年課程（通信制）が平成16年度から開始される。

初年度に開校を予定しているのは、大分県、福岡県及び山口県で各1校ずつである。

これら3校への入学に関する問い合わせも多数寄せられたところであります、准看護師として就業されている看護職員の方からは強い期待が寄せられている。

既に、平成17年度以降の開校に向けて準備に取り組んでいる関係者もあるようであるが、各都道府県におかれでは、改めて関係者に通信制の設置を広く呼びかけられるとともに、設置予定者に対して、適切な指導、支援をなされるよう、くれぐれもお願いしたい。

(2) 保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する事務処理については、都道府県を経由し医政局看護課にて行ってきたところであるが、当該事務については、平成16年度から、各地方厚生局へ移管することとなっている。本件については、追って、詳しくお知らせしたい。

3. 新人看護職員の臨床実践能力の向上について

近年、保健医療を取り巻く環境が大きく変化する中、医療技術の進歩への対応、医療安全の確保、インフォームド・コンセントに関する国民の期待等、看護職員の業務に関しては、多くの課題が存在している。

これらに適切に対応していくためには、看護職員の臨床実践能力の向上を図ることが必須であり、特に、新人看護職員に対しては、安全に看護業務を遂行できるようにするために、実践能力を向上させる組織的、体系的な取組みが必要である。

このため、厚生労働省において、平成15年9月に「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会」を設置し、新人看護職員の卒後1年間の看護実践の到達目標及び目標達成に向けた研修体制構築のための指針について議論を重ねてきた。

今月になり本検討会が報告書を取りまとめ、公表されたところである。

なお、本報告書は二部構成となっており、第一部において新人看護職員をめぐる現状と課題について整理し、第二部において新人看護職員が卒後の1年間で備えるべき看護技術等を示した到達目標、新人看護職員の指導に必要な要件・指導方法等を示した指導指針を提示し、各医療機関において活用いただくこととしている。

厚生労働省としても、平成16年度事業として、地方厚生局において、医療機関の院内研修責任者及び新人研修担当者を対象に、本報告書を活用した講習会を実施する予定である。

今後、本報告書の内容が関係者に広く周知され、全ての医療機関で新人看護職員が一定の新人看護職員研修を受け、看護の質が保障されることが期待される。

各都道府県におかれても、本報告書に示された内容の実現に向けて、関係機関等への周知、支援等、よろしくお願ひしたい。

4. 保健師助産師看護師の行政処分について

(1) 平成14年11月26日の医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会において、「保健師助産師看護師行政処分の考え方」がまとめられ、平成14年12月27日付けで各都道府県衛生主管部局長あてに送付したところである。

これは、同部会における行政処分に関する基本的考え方を整理するとともに、看護師等に求められる倫理に関する意識の昂揚に資することを目的とするものである。

厚生労働省としては看護師等の行政処分について、今後とも厳正な態度で臨むこととしているので、各都道府県におかれても、地域医療の中で看護師等の倫理に関する意識の昂揚について引き続き御協力をお願いする。

(2) 行政処分対象事案の把握については、従来より協力方お願いしているところであるが、昨今、看護師等の関わる医療事故が増えてきており、都道府県におかれても、事案の把握について、より一層の御協力をお願いしたい。

なお、看護師等が関わる医療事故については、様々な要因が絡むことが多いことから、これらの情報収集に当たっては事案の全体像が浮かび上がるようご配慮をお願いしたい。

また、都道府県において、行政処分の対象となった准看護師が関わった医療事故の事案について、医療事故の概要に関する情報提供をお願いしたい。

5. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等学校養成所の教員養成研修機関として中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成15年度までの研修修了者は、合計3,255名が見込まれる。

また、平成15年度からは看護教員養成課程において、保健師養成所教員専攻、助産師養成所教員専攻並びに看護師養成所教員専攻を実施しているところである。

なお、平成16年度における各課程毎の定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
うち	
保健師養成所教員専攻	15名程度
助産師養成所教員専攻	15名程度
看護師養成所教員専攻	90名程度
幹部看護教員養成課程	40名
合	計
	160名

また、看護基礎教育における安全教育の推進のため、看護師等養成所の教員に対する医療事故防止教育研修を平成14年度から実施しており、平成16年度においても引き続き行う予定である。実施期間等の詳細については、おって連絡する予定であるので、ご承知置き願いたい。

このほか、看護教員の資質の向上を図るために、看護教員再教育講習会及び看護教員養成講習会等担当者会議を前年に引き続き開催する予定としている。